

改正後（新）

区 分	経 費	交付率 又は交付額		重要な変更	
		国	県	経費の配分 の変更	事業の内容 の変更
農業・食品産業 強化対策整備交付金	1 事業費 (1) 産地競争力の強化 強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱（以下「国実施要綱」という）に基づいて行う事業に要する	定額、定額 (6/10, 11/20, 1/2, 4/10, 1/3, 1/4, 1/5以内)		1 卸売市場法第72条第1項に基づく法律補助として交付決定された額とそれ以外	1 事業の新設又は廃止 2 事業実施主体の変更
I 強い農業・担い手づくり総合支援交付金（産地基幹施設等支援タイプ）	(2) 食品流通の合理化 国実施要綱及び卸売市場法第72条第1項に基づいて行う事業に要する経費	定額（4/10, 1/3以内） なお、それぞれの交付率に該当する取組は、国実施要綱の別表に定めるところに		2 交付金の交付決定を受けたもの（以下、「補助事業者」という。）の交付	
	2 市町村附帯事務費 市町村が行う1の経費に係る事業の実施に関し、事業実施計画の承認及び事業の推進に必要な事務並びに指導監督及び調査検討を行うのに要す	定額（1/2以内）			
II 国産農畜産物供給力強化対策	1 事業費 国産農畜産物供給力強化対策実施要領（以下「国供給力強化実施要領」という）に基づいて行う事業に要する経費	定額（1/2以内） なお、それぞれの交付率に該当する取組は、国供給力強化実施要領の別紙の4及び5のとおりとする。	定額（1/4以内） ただし、補助額の上限は国費補助額の1/2までとする。		
	2 市町村附帯事務費 市町村が行う1の経費に係る事業の実施に関し、事業実施計画の承認及び事業の推進に必要な事務並びに指導監督及び調査検討を行うのに要する経費	定額（1/2以内）			

改正前（旧）

区 分	経 費	交付率 又は交付額	重要な変更		
			経費の配分 の変更	事業の内容 の変更	
農業・食品産業 強化対策整備交付金	1 事業費 (1) 産地競争力の強化 強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱（以下「国実施要綱」という）に基づいて行う事業に要する経費	定額、定額 (6/10, 11/20, 1/2, 4/10, 1/3, 1/4, 1/5以内)		1 卸売市場法第72条第1項に基づく法律補助として交付決定された額とそれ以外	1 事業の新設又は廃止 2 事業実施主体の変更
I 強い農業・担い手づくり総合支援交付金（産地基幹施設等支援タイプ）	(2) 食品流通の合理化 国実施要綱及び卸売市場法第72条第1項に基づいて行う事業に要する経費	定額（4/10, 1/3以内） なお、それぞれの交付率に該当する取組は、国実施要綱の別表に定めるところによるものとする。		2 交付金の交付決定を受けたもの（以下、「補助事業者」という。）の交付	
	2 市町村附帯事務費 市町村が行う1の経費に係る事業の実施に関し、事業実施計画の承認及び事業の推進に必要な事務並びに指導監督及び調査検討を行うのに要する経費	定額（1/2以内）			
II 令和元年8月から9月の前線に伴う大雨及び台風第19号等被災産地施設整備等対策	1 事業費 (1) 産地競争力の強化 令和元年8月から9月の前線に伴う大雨（台風第10号、第13号、第15号及び第17号の暴風雨を含む。）及び台風第19号等被災産地施設整備等対策実施要領（以下「国被災産地実施要領」という）に基づいて行う事業に要する経費	定額（1/2以内） ただし、助成対象施設が国共済の加入対象施設の場合は、国被災産地実施要領の別紙1の4のア、イのとおりとする。			
	(2) 食品流通の合理化 国被災産地実施要領に基づいて行う事業に要する経費	定額（1/2, 1/3以内）			
	2 市町村附帯事務費 市町村が行う1の経費に係る事業の実施に関し、事業実施計画の承認及び事業の推進に必要な事務並びに指導監督及び調査検討を行うのに要する経費	定額（1/2以内）			